

海外情報

変わりゆく香港の概要と税務行政の最近の動向

国税庁国際業務課（長期出張者）

大 西 史 人

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、香港に派遣されている職員が、香港の税務行政の概要や香港税務局（**Inland Revenue Department**）による最近の取組について取りまとめたものである。また、これらの取りまとめに当たって執筆者が触れた香港の概要や香港政府の最近の取組についても紹介している。

なお、本稿の内容は、個別に注釈のない限り、2021年（令和3年）12月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（令和4年4月8日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

I	はじめに	214
II	香港の概要	214
1	香港の特徴	214
2	香港の強み	215
III	香港政府の取組	215
1	粤港澳大湾区（グレートベイエリア）計画	215
2	情報技術（IT）分野	216
IV	香港の税務行政の概要	218
1	税務に関する行政機関の特徴	218
2	IRD について	218
3	香港の税制	221
V	香港税務行政の最近の主な取組等	223
1	新型コロナウイルス対策	223
2	国際化への対応	223
3	IT 技術の導入	225
VI	おわりに	226

I はじめに

香港は、正式名称を中華人民共和国香港特別行政区という。1997 年 7 月 1 日にイギリスから中国に返還され、返還後 50 年間は香港の資本主義経済、政治及び社会システムは変更せずに一国二制度を保つことと香港特別行政区基本法（以下「香港基本法」という。）に規定されている。

2019 年の逃亡犯条例改正案の成立に端を発した大規模なデモ及び 2020 年の世界的な新型コロナウイルス感染症の発生など、様々な変化が生じている状況下である香港を本稿においては、香港の概要及び香港政府の取組に触れ、香港の税制の概要及び税務行政の取組をまとめたものである。

なお、本稿で使用されているデータ等は、執筆時（個別で脚注がない場合は 2021 年 12 月時点）のものであり、文中における意見・

コメント等は個人的な見解である。また、邦貨換算額の為替レートは、1 香港ドル（以下「HKD」という。）＝14 円で計算している。

II 香港の概要

1 香港の特徴

総面積は 1,110.2 平方キロメートル⁽¹⁾と東京都の約半分ほどの広さの地域であり、香港島、九龍半島及び新界の 3 地域と 300 近い数の周囲の離島で形成されている。

人口は約 750 万人（2020 年末（推定））⁽²⁾と東京都（約 1,400 万人）⁽³⁾の約半分ほどの人口であり、中国本土からの移民を含む中華系民族が 9 割以上を占めている。在香港邦人数は 24,097 人（2021 年 10 月（在留届ベース））⁽⁴⁾である。

公用語は中国語と英語が基本であるが、会話時には方言である広東語が広く使用されて

いる。

先にも触れたとおり香港はイギリスからの返還後 50 年間は一国二制度を保つこととなっている。そのため、中国中央政府は香港の外交政策及び軍事問題のみを担当している。

経済面では香港基本法第 109 条において、香港政府は香港を国際的な金融センターとしての地位を維持することが規定されており、この規定に従い様々な施策を行った結果、香港はアジア有数の金融センターの地位を確固たるものとしている。なお、香港の通貨は香港ドルが使用されている。

法律面では香港基本法第 2 条、第 19 条及び第 85 条において、法の支配と、行政府と立法府から独立した司法権が規定されており、司法の下でコモンロー制度が導入されている。

近年は様々な問題が生じていることもあり、2021-22 年度予算案によると 2020 年度の香港の財政は財政赤字となり、全体的な経済成長率はマイナス 6.1%と香港の歴史上初めて 2 年連続のマイナスとなった。香港の歳入予算の内訳は表 1 のとおりである。

【表 1】2021-22 会計年度 歳入予算内訳⁽⁵⁾

項 目	金額(10億HKD)	割合(%)
事業所得税	126.7	21.4
給与所得税	64.4	10.9
印紙税	92	15.6
その他經常収入	119.4	20.2
その他資産収入	6.4	1.1
土地プレミアム	97.6	16.5
投資収益	84.6	14.3
合 計	591.1	100

2 香港の強み

執筆者が現地日本人と交流を行っていく中

で、香港の強みとして聞かれるものとして、①低税率かつシンプルな税体系②地理的要因③中国本土との窓口かつ外貨管理規制がないことが挙げられる。

①について、日本と比較して、税の種類が少なく、地方政府もないことから地方税もない。また税率も法人の場合、事業所得税の最高税率が 16.5%と日本の法人税の税率 23.2%（法人税のみ）と比較して低税率である。

②について、香港は日本との時差が 1 時間と欧米と違い時差がほとんどなく、またハブ空港として知られる香港国際空港まで日本から 5 時間ほどの距離にあり、香港国際空港からは日本を含むアジア主要都市にも同様の時間で行くことが可能である。

③については、上記Ⅱ 1 でも触れたが、一国二制度の中で通貨は香港ドルが使用されているため外貨規制もなく、香港は中国とその他国間の取引窓口となることから世界最大のオフショア人民元市場となっている。なお、香港ドルはアメリカドルとのペッグ制をとっており、必要に応じて香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority) が調整するシステムとなっていることから比較的安定していると言われている。

Ⅲ 香港政府の取組

ここまで香港の概要等を記述してきたが、日本同様に政策に合わせて税制改正も実施されている部分もあるため、税務行政の話を記述する前にこれまで執筆者が香港の税務行政について調べていく中で触れたことのある香港政府が行っている取組について簡単に記述をする。

1 粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）計画⁽⁶⁾

香港が返還されて 20 年が経過した 2017 年 7 月 1 日に香港、マカオ、広東省の各政府は「広東・香港・マカオの協力深化による大湾

区建設推進に関する枠組み協定」を締結し、大湾区計画（以下「グレートベイエリア計画」という。）が動き始めた。グレートベイエリアとは、香港、マカオ及び中国南部の広東省の9つの自治体（広州、深圳、珠海、佛山（仏山）、惠州、東莞、中山、江門、肇慶）を含む地域である。グレートベイエリア計画では2035年までに香港を含む同エリアを世界的な経済圏とすることを目標としており、香港は同計画内で国際金融・海運・貿易センター、国際航空ハブ、オフショア人民元業務ハブ、ハイエンドサービス及びイノベーション・科学技術の発展の役割を担うこととなっている。

2019年2月18日に中国政府は「広東・香

港・マカオ大湾区開発概要計画」を発表した。この計画内には具体的に7つの発展させる分野について記述されており、また計画における香港の4つの役割について言及されている。

香港の計画内における大きな役割は①国際金融センターの強化②国際的な運輸・貿易センターの強化③IT産業の発展④アジア太平洋地域における国際的な法的紛争解決センターの確立である。この計画は2022年までに枠組みが決められることとなっている。

税務行政の現場においても、例えば国際金融センターとしての機能の強化に向け、積極的な人材及び投資資金の確保に向けた優遇措置の立法措置などの取組が行われている。

【表2】グレートベイエリアと世界3大ベイエリア比較表⁽⁷⁾

	グレートベイ エリア	東京湾岸 エリア	サンフランシスコ ベイエリア	ニューヨーク 都市圏
面積（万km ² ）	5.6	3.7	1.8	2.2
人口（百万人）	86.2	44.3	7.7	19.2
GDP（兆米ドル）	1.7	2	1	1.9
年間航空貨物取扱量 （百万トン）	7.7	2.7	1.1	1.8

2 情報技術（IT）分野⁽⁸⁾

香港政府は、1998年に香港のデジタルシティ化への発展を視野に入れ、「The Digital 21 Strategy」構想に着手した。2017年12月に「SMART CITY BLUEPRINT」を公開し、6つの分野において最新技術の導入及び活用に関する76個の取組目標を掲げている。2020年12月に「SMART CITY BLUEPRINT 2.0」を公開した。新しい計画には、これまでの6つの分野に加えて新型コロナウイルス感染症に関する分野が追加され、新たに60個の取組目標を加えた約140個の取組目標が掲げられ

ている。

6つの分野とは、「Smart Mobility」、「Smart Living」、「Smart Environment」、「Smart People」、「Smart Government」及び「Smart Economy」である。各分野の主な取組目標とこれまでに達成した主な取組目標は以下の通りである。

(1) Smart Mobility

香港国内において交通渋滞が頻繁に発生しており、また公共交通機関を毎日1,200万人以上が利用している。また95%以上の人々が香港の交通系ICカードである「オクトパス

カード」を交通費の支払いにとどまらず買い物及びレストラン等に利用している。

このような背景の下で、主に情報技術を利用した交通管理、公共交通機関乗り換え情報及び駐車スペースの効率化、環境に配慮した交通機関及び手続の簡素化した空港を戦略の柱としている。

これまでの取組として、公共交通機関のリアルタイム情報の提供のためのディスプレイの設置、12,000 以上の新しい路上パーキングメーターを設置しリアルタイムで空いている駐車場情報の提供、オクトパス以外の各電子決済システムでの公共交通機関の交通費の支払いへの対応、空港でのスマートチェックイン及び荷物のセルフ預け入れシステムのパイオメトリクス統合などを完了している。

(2) Smart Living

香港国内における 43,000 以上のフリー Wi-Fi スポットがあり、モバイル通信機器の契約者は人口の 2.8 倍以上となっている。2018 年に導入された香港独自の支払いシステム「Faster Payment System (以下「FPS」という。)」の登録者数は 925 万を超えており、毎日 672 億円以上の取引が実施されている。また人口に対する 65 歳以上の割合が現在の 18.5%から 2039 年には 32.3%に増加すると予想されている。

このような背景の下で、主に Wi-Fi シンティ化、電子決済化、電子認証システム化、高齢者及び障がいのある人を含めた健康支援を戦略の柱としている。

これまでの取組として、香港内の公共施設に随時フリー Wi-Fi スポットを増設、各種公共料金及び税金の支払いを FPS で対応、認証システムを含む政府系プラットフォーム「iAM Smart」の導入、医療研究促進のデータ収集プラットフォームの導入などを完了している。

(3) Smart Environment

香港では年間 164 万トンのゴミの回収をし

ている。2005 年と比較して二酸化炭素排出量 (Carbon emissions) は約 20%削減している。現在の炭素排出量の 66%が発電によるもので、電気消費量の 90%以上が建物により消費している状況である。

このような背景の下で、主にゴミ問題、汚染問題などの環境衛生及び将来の環境対策を戦略の柱としている。

これまでの取組として、地域でのリサイクル強化のためスマートリサイクリングシステムの試験を実施、大気汚染検査システムを内蔵した街灯の設置などを行っている。

(4) Smart People

香港における人材育成の分野の取組目標を「Smart People」として掲げている。特に科学、技術、工学及び数学 (STEM) 分野に力を入れている。香港では義務教育である日本における高校生相当までの公立学校の教育費は無料となっている。2019 年度には 60%の高校生が 1 つ以上の STEM 関連科目を履修している。また政府から 8 つの公立大学に対して給付金が支給されており、その大学で 86,867 人の学生が勉強を行い、そのうち 35%にあたる 30,580 人が STEM に関連した学部課程で勉強を行っている。

今後も人材育成に力を注ぎ、科学技術の分野における若き才能を育て、人材として供給あるいは起業家としての成功を促していくことを目標としている。

(5) Smart Government

香港政府は現在政府ポータルサイト「GovHK」を利用することで、約 850 の情報及びサービスを受けることが可能となっている。また 2018 年度には情報通信技術に約 1,400 億円の予算計上を行っており、「iAM Smart」及びビックデータを活用するためのプラットフォームの導入などを実施し、情報公開の規定に基づきオープンデータベースの公開を行い、5G 等を含むインフラの整備を行っている。

今後はオープンデータベース及び整備したインフラなどを活用し、人々が効率的に便利な行政サービスを提供できるよう発展させていくことを目標としている。

(6) Smart Economy

香港の2018年のGDP約39.8兆円のうちに上位4業種（貿易・運送業、金融サービス業、専門サービス業、観光業）で50%超を占めている。インターネットバンキングの口座数は2019年には約1,580万あり、毎月約166.6兆円以上の取引が行われている。香港市民は平均2.6枚のクレジットカードを所有し、毎日約230万件（約294億円）の取引が行われている。

今後は情報技術を発展させ、金融業におけるFintechの発展、観光業におけるスマートツーリズムの強化、専門サービス業におけるオンライン紛争解決（ODR）の更なる発展により、香港をビジネスアイディアの実現をするために魅力的な場所として確立し、新興企業及び投資を呼び込むことを目標としている。

以上、6つの分野に2020年以降に世界的に発生した新型コロナウイルス感染症に関する分野を加えたものに関する取組及び目標が示され順次報告されている。

税務行政に関しても、電子申告制度をより効率的な変更及び行政サービスの手続のオンラインによる簡便化などが実施されている。

IV 香港の税務行政の概要

1 税務に関する行政機関の特徴

香港における税務行政の執行は、香港税務局（Inland Revenue Department、以下「IRD」という。）が行っている。IRDは、1947年4月に発足された関税を除く税の賦課、徴収を担当する行政機関である。なお、日本には国税庁の地方支分部局として国税局又は税務署の機関が存在するが香港にはこれに相当する機関は存在せず、また、地方政府も存在しない。

またIRDから独立した機関として、内国歳入委員会（Board of Inland Revenue）がある。内国歳入委員会は、財政長官（Financial Secretary）とその他4名の委員によって構成され、その権限において日本の税法に相当する内国歳入法（Inland Revenue Ordinance、以下「IRO」という。）の規定を実施するために必要な税務関係書式、税の還付及び軽減の申請方法、税務訴訟の手続などを定めている。

2 IRDについて

(1) 組織構成

IRDは、日本の国税庁長官にあたる税務局長（Commissioner of Inland Revenue）を筆頭に、2名の副局長（Deputy Commissioner）がおり、副局長は技術担当（Technical）と事務担当（Operations）に分かれている。

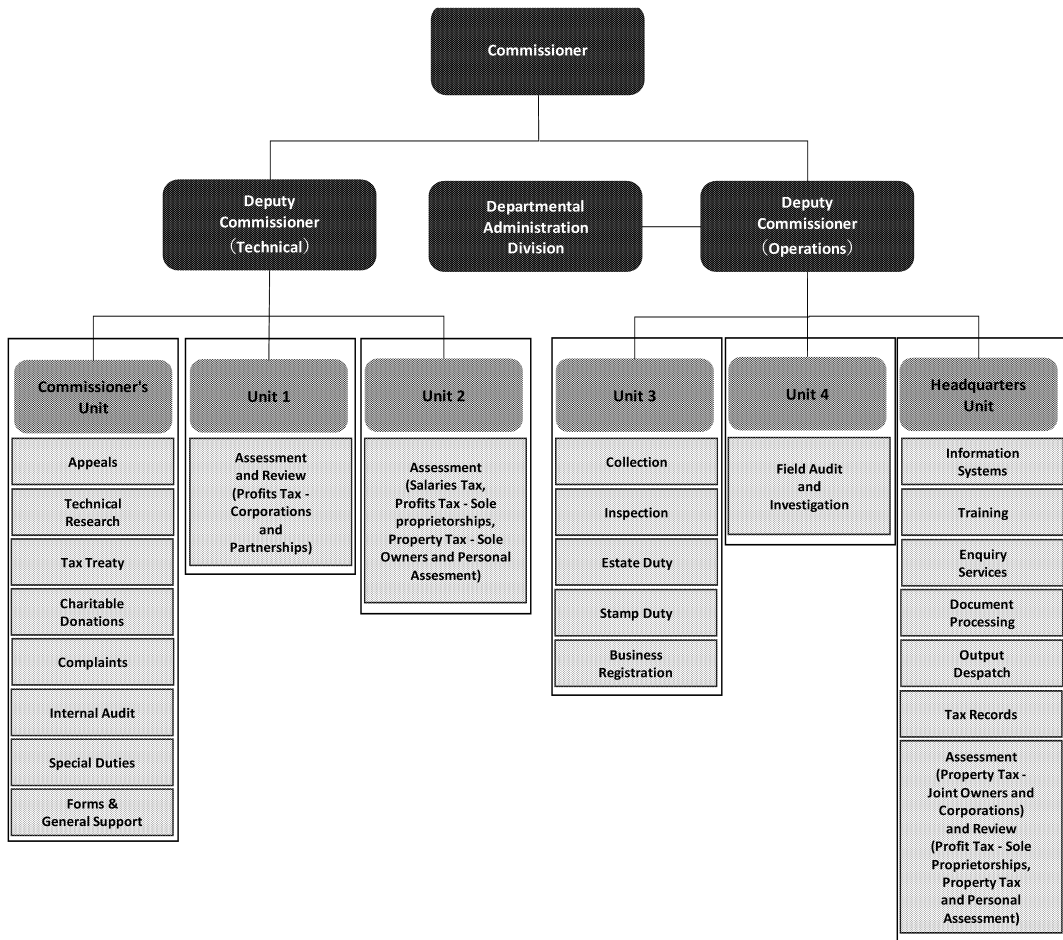
それぞれの副局長の下に担当部門が配置されており、技術担当の副局長の下には長官直属部門（Commissioner's Unit）、第1部門（Unit 1）、第2部門（Unit 2）が配置され、事務担当の副局長の下には、総括部門（Headquarters Unit）、第3部門（Unit 3）、第4部門（Unit 4）が配置されている。

税務局長は、立法評議会の承認を受けてIROの規定を実施するための細則を制定する権限を有している。

技術担当の副局長の下にある部門のそれぞれの担当は、長官直属部門が税務訴訟や租税条約等を担当し、第1部門が主に法人の事業所得税に係る査定を担当し、第2部門が主に給与所得税、不動産所得税及び個人事業者の事業所得税に係る査定を担当している。

事務担当の副局長の下にある部門のそれぞれの担当は、総括部門が人材育成等を担当し、第3部門が徴収、印紙税、商業登記を担当し、第4部門が調査及び査察を担当している。各部門の責任者として、それぞれの部門長となる局長補佐（Assistant Commissioner）が任命される。

【表3】IRD 組織及び担当事務イメージ図⁽⁹⁾



(2) 職員の状況

現在の職員数は、全員で 2,939 名である。職員には職能別に専門職とされる査定官 (Assessor)、調査官 (Inspector)、税務職員 (Taxation Officer) 及び一般事務職 (Common/General grade officer) に分かれている。公表されている査定官に関する年齢層別割合では 25 歳から 35 歳までが 35% と一番多く、査定官の女性割合は約 63% となっており、国税庁全体の女性職員登用割合の 24.2% と比較して男女割合も均等に近くなっている。

香港における公務員の採用は公務員事務局 (Civil Service Bureau、以下「CSB」という。) が管轄しており、IRD では職員を毎年定期的に採用しているわけではなく、職種ごとに補充が必要な場合に公募している。職種は査定官、調査官、税務職員及び一般事務職に分けられ、査定官、調査官及び税務職員については、それぞれの職種において CSB による採用試験等を通じて採用されるが、一般事務職に関しては必要な都度 CSB から紹介を受けて採用している。

【表 4】IRD 部門別職員数⁽⁹⁾

(単位：人)

部署	長官 オフィス	長官直属 部門	部門 1	部門 2	総括部門	部門 3	部門 4	合計
人数	86	120	382	774	711	627	239	2,939

【表 5】IRD 査定官の階層別職員構成⁽⁹⁾

(単位：人)

性別 年齢層	男性	女性	合計
24歳以下	7 (2%)	31 (7%)	38 (5%)
25歳から34歳	103 (38%)	165 (34%)	268 (35%)
35歳から44歳	32 (12%)	110 (23%)	142 (19%)
45歳から54歳	89 (33%)	127 (26%)	216 (29%)
55歳以上	42 (15%)	48 (10%)	90 (12%)
合計	273 (100%)	481 (100%)	754 (100%)

(3) 税務調査等

IRD の税務調査は、第 4 部門の職員が担当している。第 4 部門は 17 の実地調査を担当する班と 5 の査察調査を行う班に分かれている。さらに 17 の調査班の中には 2 の租税回避を専任に行っている班があり、残りの 15 の班と共同して租税回避スキームに取り組んでいる。また、実地調査班は日本のように個人担当と法人担当の区別はなく、主には事業者を対象に調査等を実施している。さらに不

動産所得税の賃貸収入に関するコンプライアンスチェックも実施している。

香港における調査等は日本のような現地に赴く調査より質問状による調査が多いと言われている。これは全ての法人が会計士による会計監査が義務付けられていることなどが考えられる。また調査の結果、申告内容に誤り等があった場合には非常に厳しい罰則の規定がある⁽¹⁰⁾。

【表6】直近5年の賦課通知書（Demand Notes）発行件数及び調査等件数⁽⁹⁾

年度	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
賦課通知書発行件数	2,135,797件	2,100,814件	2,225,293件	1,959,926件	1,964,764件
実地調査及び査察調査 完了件数	1,801件	1,804件	1,802件	1,716件	1,801件
過少申告額	1,737億円	1,636億円	1,947億円	1,805億円	2,029億円
租税回避事案 完了件数	214件	208件	207件	209件	220件
過少申告額	868億円	645億円	1,104億円	977億円	1,178億円
査察調査起訴件数	5件	0件	1件	3件	2件
不動産所得コンプライアンス チェック完了件数	209,499件	234,726件	261,181件	266,998件	334,867件
過少申告 賃貸収入額	119億円	133億円	155億円	138億円	175億円

3 香港の税制

(1) 租税制度

香港の租税制度は、IRO に基づく所得に対する税目と、印紙税など個別に定められた税法に基づく税目に区分される。香港では過去に消費税または消費税に類する税の導入を検討した時期はあったが 2021 年末現在導入はされていない⁽¹¹⁾。また相続税は 2006 年に廃止され、現在は相続税及び贈与税ともに課税されない⁽¹²⁾。日本における所得税と法人税のように税目上の個人・法人の区別はなく、所得税として一括りで課税される。

課税方式は賦課課税制度が採用されており、IRD は納税者から提出された情報申告書等を基に納税額の査定（Assessment）を行い、賦課通知書（Demand Notes）の発行をもって納税額が確定し、納税することとなる。

(2) 税目及び税率

イ 所得に対する課税

上記Ⅱ 2 に記載したとおり、香港の税は日本と比べてシンプルで低税率である。所得に対する税は、事業所得税、給与所得税及び不動産所得税の 3 種類のみであり、地

方政府がないことから住民税や事業税等の日本における地方税に相当する税目はない。法人は事業所得税のみとなるが、個人の税率は所得の種類（事業所得、給与所得、不動産所得）ごとに異なる税率が適用され、それぞれの所得に応じた税金が賦課されることになる。ただし、個人の納税者は、一定の要件を満たした場合⁽¹³⁾には、パーソナルアセスメント（Personal Assessment）を選択することができ⁽¹⁴⁾、パーソナルアセスメントを選択した場合は給与所得税の場合と同じ累進課税の税率が適用されることとなる。

課税される所得の範囲は香港内で発生した所得となっており、香港外で発生した所得は課税されることはなく、不動産及び株式の売却益、株式から生じる配当金などは非課税となっている。

また、原則日本のような源泉徴収制度はないため、たとえ給与所得のみであっても申告書の提出及び納税を納税者自身で行わなければならないこととなる。

【表7】税率一覧

税目		税率
事業所得税		
法人	2,000,000HKDまで	8.25%
	2,000,001HKD以上	16.50%
法人以外	2,000,000HKDまで	7.5%
	2,000,001HKD以上	15%
給与所得税		
標準税率（人的控除前所得金額）		15%
累進税率	50,000HKDまで	2%
	50,001HKD以上100,000HKD以下	6%
	100,001HKD以上150,000HKD以下	10%
	150,001HKD以上200,000HKD以下	14%
	200,001HKD以上	17%
不動産所得税		
一律		15%

ロ 印紙税

印紙税は、不動産の売買契約書、賃貸借契約書及び香港株式市場に上場している株式の売買契約書に課税される。表1のとおりに香港政府の歳入の約15%を占めるものであり、日本の印紙税に比べて歳入に占める割合が非常に高くなっている。

香港は人口密度が世界的にも高い都市であり、近年は住宅市場の高騰が問題となっている。住宅市場の高騰を抑制するために、2010年11月に住宅不動産売買に対しては保有期間に応じて一定の税率を課税する住宅不動産売買特別印紙税（SSD：Special Stamp Duty）が導入された。さらに2012年10月に香港永久居民以外の住宅購入者に対しては一律15%に調整される購入者印紙税（BSD：Buyer's Stamp Duty）、2013年2月に全ての物件に対し売買金額に応じて課税される制度（Ad valorem stamp duty、以下「AVD」という。）が導入された。AVDは新型コロナウイルス感染症などの発生による景気後退と今後の不透明さから2020年11月26日以降の

取引からは廃止された⁽¹⁵⁾。

不動産賃貸契約の場合は、賃貸期間に応じて賃料金額に一定の税率を課税し、株式の売買契約の場合は、一定の場合を除き市場価格の0.13%を課税することとなっており、巨大な株式市場を有する香港における大きな歳入の一因となっている。

ハ その他の税

香港は貿易自由港であるため、関税は課されない。しかし、酒類（アルコール度数30%超のものに限る）・たばこ・ガソリン等燃料類・化粧品等メチルアルコールの4品目については、輸入時に物品税が課される。物品税の管轄はIRDではなく香港税関（香港海關）⁽¹⁶⁾となっている。その他では、賭博税、固定資産税、空港出国税が存在する。以前はホテル施設税が導入されていたが、現在は相続税同様に課税されていない⁽¹⁷⁾。

(3) 納税制度

香港では原則前年の納税額を基に翌年分の納税額の一部を前払いで納税する予定納税を行うこととなっており、2回に分けて納税す

ることとなる。まず情報申告書の提出後に届く賦課通知書に記載の期限までに当年分の確定した税額と翌年分の予定納税額の一部を納税することになり、残りの予定納税額を次回納税通知時に納税することになる。

IRD は納税手続の方法として、郵便局の窓口納付、インターネット納付、銀行 ATM 納付及び FPS など様々な手段を提供しているが、日本では可能である窓口での現金納付は行っていない⁽¹⁸⁾。FPS とは上記Ⅲ 2 で記述した取組の中で、2018 年 12 月にスタートした香港におけるサービスである。日本における QR 決済に似たものであり、QR コードを読み込むことで納税者が登録した銀行口座から指定された金額の引き落とし手続ができるシステムである。2019 年 12 月から納税手続にも利用が可能となり、納税者の利便性が向上した⁽¹⁹⁾。

納税者は賦課通知書の期日までにいずれかの納付方法で納税することになるが、期日を徒過してしまうと未納額の 5% の追加納税が発生する。さらに期日から 6 カ月が徒過してしまうと未納額の 10% の追加納税が発生する。

IRD は未納額が発生すると銀行など債権者等に回収通知書を発行して未納額の回収を行い、場合によっては裁判所を通じての回収を行うこともある。さらに裁判所を通じて香港からの出国停止措置を行うこともある⁽²⁰⁾。

V 香港税務行政の最近の主な取組等

1 新型コロナウイルス対策

2020 年の世界的な新型コロナウイルス感染症の発生は 2021 年 12 月末において未だにその脅威は衰えておらず、香港も例外なく影響を受けている。香港では過去 2003 年に SARS が猛威を振るった経験があり、早くか

ら国内の対策に留まらず、空港等の水際対策の規制を実施してきた。香港居民以外の入国を制限し、入国が可能な居民に対してもホテルでの長期間の強制検疫を実施、またワクチン接種についても世界と比較しても早い段階から実施するなど迅速な対応を行った結果、香港内での感染状況は比較的緩やかな状況が続いている。

このような状況のもとで、2020 年度の予算演説に際して政府の経済的支援策の一環として税制上の対策が講じられた。代表的なものとして、事業所得税及び給与所得税の 20,000 香港ドル (280,000 円) を上限とした 100% 減額を実施した⁽²¹⁾。この措置は 2021 年度にも金額が 10,000 香港ドル (140,000 円) に変更となったものの実施された⁽²²⁾。

また 2019 年におけるデモ等で経済的な影響が発生したことからの税額の分割払いについて、一定の場合に 1 年間の追加納税等を賦課しないこととなっていた⁽²³⁾。この特例を新型コロナウイルス感染症の発生後の 2020 年 8 月に対象期間の延長を行い、2022 年 5 月までに発行された賦課通知書に関する納税についても同様の取り扱いを行った⁽²⁴⁾。

2 国際化への対応

以前の香港は租税協定を多くの国または地域と締結していなかったが、2010 年に入り情報交換に関する国内法の整備が行われ積極的に OECD モデルに沿った情報交換規定を含む租税協定の締結を行い始めた。現在では 45 の国または地域との包括的二重課税防止協定に加えて 7 の国または地域との租税情報交換協定を締結している。表 8 のとおり現在締結をしている包括的二重課税防止協定のうち半分以上の国と地域は国内法の整備以降に締結されたものである。

【表8】租税協定締約国⁽²⁵⁾

No.	締約国	締約年月日	No.	締約国	締約年月日
1	ベルギー	2003年12月	27	イタリア	2013年1月
2	タイ	2005年9月	28	英領ガーンジー	2013年4月
3	中華人民共和国	2006年8月	29	カタール	2013年5月
4	ルクセンブルク	2007年11月	30	アメリカ	2014年3月
5	ベトナム	2008年12月	31	韓国	2014年7月
6	ブルネイ	2010年3月	32	デンマーク	2014年8月
7	オランダ	2010年3月	33	フェロー諸島	2014年8月
8	インドネシア	2010年3月	34	グリーンランド	2014年8月
9	ハンガリー	2010年5月	35	アイスランド	2014年8月
10	クウェート	2010年5月	36	ノルウェー	2014年8月
11	オーストリア	2010年5月	37	スウェーデン	2014年8月
12	英国	2010年6月	38	南アフリカ	2014年10月
13	アイルランド	2010年6月	39	UAE	2014年12月
14	リヒテンシュタイン	2010年8月	40	ルーマニア	2015年1月
15	フランス	2010年10月	41	ロシア	2016年1月
16	日本	2010年11月	42	ラトビア	2016年4月
17	ニュージーランド	2010年12月	43	ベラルーシ	2017年1月
18	ポルトガル	2011年3月	44	パキスタン	2017年2月
19	スペイン	2011年4月	45	サウジアラビア	2017年8月
20	チェコ	2011年6月	46	インド	2018年3月
21	スイス	2011年10月	47	フィンランド	2018年5月
22	マルタ	2010年11月	48	カンボジア	2019年6月
23	英領ジャージー	2012年2月	49	エストニア	2019年9月
24	マレーシア	2012年4月	50	マカオ特別行政区	2019年11月
25	メキシコ	2012年6月	51	セルビア	2020年8月
26	カナダ	2012年11月	52	ジョージア	2020年10月

積極的な租税協定の締結を行っている中で、2012年には移転価格税制に関する事前確認制度（Advance Pricing Arrangement、以下「APA」という。）が導入された。日本と香港は2014年に租税協定を修正し、二国間の事前確認が可能となっている。2020年にIRDは事前確認制度に関する「香港税務局内における解釈と実務指針（Departmental Interpretation

and Practice Notes）」の修正を公表した。この実務指針内ではAPAのプロセスの簡素化を行っただけではなく、香港が租税協定を締結していない国または地域との関連者取引について Unilateral APA⁽²⁶⁾の申請が可能となった。

また OECD において公表された非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に

交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」についても2014年から準備を進め、2018年に初めて100以上の国と地域に情報の提供を実施した⁽²⁷⁾。

さらにOECDのBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの「多国籍企業の情報に関する国別報告制度（CbC Reporting：Country-by-Country Reporting）」も2017年から法整備を進め、2020年度から関係国への情報の提供を実施している⁽⁹⁾。

以上のようにIRDでは近年、国際課税の透明性・相互協力の対応に係る業務が急増しており、一方で、納税者の数は年々増加しており、提出された申告書の査定業務及び税の徴収事務に関する業務が増加している。新たな業務に従事する人員の確保及び業務効率化が重要となっており、査定業務等の効率化も国際化に対応するために解決しないといけない問題となっている。

3 IT技術の導入⁽²⁸⁾

上記V2で記述したとおり、IRDにとって業務の効率化は解決すべき問題である。上記III2における香港政府の情報技術に関する取組と同様にIRDでも例えばeTAXの導入、内部システムの導入などを実施してきた。2018年に「Department Information Technology Plan（以下「DITP」という。）」と呼ばれる最新技術導入計画の策定を始め、2019年6月にITの現在の使用状況とニーズを確認し、今後のIT戦略の青写真を示した。現在のIRDが使用しているIT技術の内容及び抱えている問題点の記述とともに諸問題の解決に向けたDITPにおける今後のIT技術の導入等について以下記述をする。

(1) 電子申告システム

税務行政と情報技術を考えて場合にどの国でも実施されているIT技術は電子申告ではないだろうか。納税者サイドにとって、電子申告システムの導入又は税務当局サイドから

提供された入力済データ等の活用により、申告書作成中の簡易な計算誤り又は入力誤りの未然防止が可能となるなどメリットがあり、税務当局サイドにとっても提出された申告書の査定時の計算誤りなどの簡易な誤りの査定業務の省略化、また膨大な紙の申告書の保存コストの削減などのメリットが生じることになる。

IRDでは2001年に税の総合情報ポータルサイト「eTAX」の提供を始めて、現在はアカウントを作成することで、申告、印紙の貼付、納税及び申請書等の提出を電子的に行うことができる。2020年12月以降は政府の取組内で記述した「iAM Smart」を使用することで、簡単に個人の認証が可能となり、アカウント作成が容易となった。アカウント数は毎年平均的に10%ほどの増加をしており、2021年度には100万アカウントを超えた⁽⁹⁾。

しかし、次の表9のとおり香港の法人事業者登録数等が2021年3月末時点において12億件超であり、電子申告をより促進させる余地がある数字となっている。

これだけの余地が生じている理由として現在のシステムでは法人がeTAXアカウントの作成ができないこと、電子申告が可能な法人は売上高が年間200万HKD以下のみであることなどが考えられる。なお、電子申告の条件を満たす法人については、役員等のeTAXアカウントを通じて法人の申告書を提出することとなる⁽²⁹⁾。

【表9】 電子申告関係及び事業者登録者数⁽⁹⁾

	2018/19	2019/20	2020/21
eTAXアカウント数(件)	885,000	981,000	1,095,000
事業者登録者数(千件)	1,517,751	1,537,116	1,550,148
法人	1,261,002	1,270,982	1,269,668
法人以外	256,749	266,134	280,480
電子申告件数(件)	661,587	725,375	797,816

(2) 内部システム

IRD では、現在主に Document Management System (以下「DMS」という。)、Assess First Audit Later (以下「AFAL」という。)、Workflow Management System (以下「WMS」という。) という3つのシステムを利用している。

DMS は紙で提出された申告書をデジタル化するシステムである。このシステムを活用することで書類保管および情報閲覧等の利便性の向上を図っている。しかし、紙で提出された申告書類等をデジタル化するのには膨大な人的資源が必要となる。

AFAL は提出された申告書を自動査定するシステムである。DMS でデジタル化された申告書データを事前に設定した条件に該当する場合に査定官が個別で査定し、調査事案等を選定する流れとなる。

WMS は職員の業務の進捗度管理などの職員間内部での業務管理を行うシステムである。現在は単一部門間でのやりとりに限られているため、部門を超えたコミュニケーションツールとしての改良が必要となっている。

(3) 今後の展望

このような問題の解消のため IRD は、直近の年次報告書内において 2025 年度までに実施するシステム改良等を公開している。

例えば既存の eTAX システムを改良し、個人納税者向けの個人ポータル、事業者等向けの事業ポータル、個人及び事業者等の代理人向けの代理人ポータル、以上の3つのシステムを開発することを予定していると述べている。執筆者の意見になるがこのシステムを実装することで、納税者は電子申告がより簡単に便利になる一方で、IRD は例えば事業ポータルにおいて会計・財務データの提出を電子データで実施できるようになることから迅速に AFAL へと情報の入力が可能になるものと考えられる。この取組については、2021 年 11 月にコンサルテーションが実施されており、コンサルテーションペーパーには例えば

2025 年に多国籍企業の電子申告義務化、2030 年に全ての納税者の電子申告義務化などのより詳細な計画の記述がある。執筆時点でコンサルテーションの段階であるため、簡記に留めておきたいが、今後も日本の参考となることから注視はし続けたい。

年次報告書内ではその他、IRD 組織内におけるクラウド技術の導入、WMS の機能拡充などの改良が予定されていると記述されている。

また、IT 技術の改良のために必要な新規のサーバー等を含めた設備取得と啓徳エリアに新しい税務タワーを現在建築している。IRD は 2023 年の初旬までに現在の灣仔エリアからのこの新しい税務タワーへ移転が予定されており、より一層の情報技術の発展が望める環境ができる予定となっている。

VI おわりに

香港は日本から非常に近い低税率国であるため、私自身調査等の現場においても香港法人等を利用している納税者等の対応をする場面が度々あり、日本の税務当局にとって大変重要な国である認識がある中で 2019 年のデモを契機にした香港に関する報道内容、そして新型コロナウイルス感染症もあり、香港内の混乱状況を勝手に察して赴任前は大変なタイミングで赴任することになったと思っていた。

私が香港に赴任してきたのが 2020 年 11 月である。新型コロナウイルス感染症の影響で入国するまで非常に苦労があり、正直心配事ばかりであったが、厳しい入国時の隔離期間を経過した以後は香港政府の迅速な対応によって 2021 年 12 月現在までは平穏な日常を過ごしている。

この小さな街で、厳しい入国時の規制のため簡単に一時的な帰国もできず、またアジア各国への利便性という香港の強みを享受できないまま 1 年ほどの月日を過ごしているが、

何不自由なく生活をしている。ほんの1年ほどに過ぎないが日本人・香港人に限らず様々な人と出会うことができた。彼らが口を揃えて言うには、香港はコンパクトで便利な都市だということである。街中は活気に満ちており、今の状況しか知らない私は2019年以前が今以上に活気が溢れていたと聞き、ただただ驚くばかりである。

近年の香港は様々な変化が生じているが、東京都の半分ほどの広さのこの小さな都市が東京・上海・シンガポールなどと並ぶアジア有数の金融センターであり、貿易のハブセンターであるという事実は簡単に変わるものではなく、本文で取り上げた取組が実施されると今後どのように変化していくのか実に楽しみである。

香港税務当局も近年国際化を重要視しており、様々な取組を実施している。本文内に記述はしていないが2021年10月OECDの「BEPS 2.0」の声明にも参加し、今後の国内法の整備を行う旨の発表⁽³⁰⁾を香港政府はしており、今後ますます両国のみならず世界中の当局間の協力が重要となっていく。これからの香港の発展と両国間の良好な関係が続くこと、またこの原稿を読まれている時には新型コロナウイルス感染症が終焉を迎え香港との間を気兼ねなく往来できることを強く願い結びとしたい。

⁽¹⁾ GovHK “the Facts” (<https://www.gov.hk/en/about/abouthk/facts.htm>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽²⁾ Census and Statistics Department 「Hong Kong Annual Digest of Statistics 2021 Edition」(2021年版11頁)

⁽³⁾ 東京都“報道発表資料” (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/02/25/02.html>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽⁴⁾ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」(令和4年版)(令和4年1月28日最終閲覧)

⁽⁵⁾ 香港政府予算演説2021年度資料「APPENDIX B ANALYSIS OF EXPENDITURE AND REVENUE」(32頁)

⁽⁶⁾ Constitutional and Mainland Affairs Bureau “Greater Bay Area” (<https://www.bayarea.gov.hk/en/home/index.html>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽⁷⁾ Hong Kong Trade Development Council “Statistics of the Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area” (<https://research.hktdc.com/en/article/MzYzMDE5NzQ5>) データは全て四捨五入している。(令和4年1月28日最終閲覧)

⁽⁸⁾ HKSMART CITY BLUEPRINT “Hong Kong Smart City Blueprint” (<https://www.smartcity.gov.hk/>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽⁹⁾ Inland Revenue Department “Annual Report 2020-21” (https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/are20_21.htm) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹⁰⁾ Inland Revenue Department “Penalty Policy” (<https://www.ird.gov.hk/eng/pol/ppo.htm>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹¹⁾ Inland Revenue Department “Press Release 2006年12月5日” (<https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/archives/06120501.htm>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹²⁾ Inland Revenue Department “Estate duty” (<https://www.ird.gov.hk/eng/tax/edu.htm#a16>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹³⁾ 一定の要件とは、「18歳以上または両親が亡くなった18歳未満の香港居住者」である。

⁽¹⁴⁾ 選択した場合は全ての所得を合算して、給与所得税の税率(累進課税の税率)で税額を計算する。

⁽¹⁵⁾ Inland Revenue Department “Press Release 2020年11月25日” (<https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/archives/20112501.htm>) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹⁶⁾ Customs and Excise Department “Types and Duty Rates” (https://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/dutiable/types/index.html#methyl_alcohol) (令和4年1月28日最終閲覧)

⁽¹⁷⁾ Inland Revenue Department “Hotel Accommodation Tax” (<https://www.ird.gov.hk/eng/tax/hat.htm>) (令和4年1月28日最終閲覧)

(18) Inland Revenue Department “Payment Methods” (https://www.ird.gov.hk/eng/tax/pay_pme.htm) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

(19) 香港政府“Press Release 2019 年 11 月 1 日” (<https://www.info.gov.hk/gia/general/201911/01/P2019110100479.htm>) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

(20) GovHK “Recovering Tax in Default” (<https://www.gov.hk/en/residents/taxes/taxfiling/consequences/recovertax.htm>) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

(21) 香港政府予算演説 2020 年度 “THE 2020-21 BUDGET” (9 頁及び 12 頁)

(22) 香港政府予算演説 2021 年度 “THE 2021-22 BUDGET” (9 頁及び 13 頁)

(23) Inland Revenue Department “Conditional waiver of surcharges for instalment settlement of demand notes for the Year of Assessment 2019/20” (<https://www.ird.gov.hk/eng/tax/cws2.htm>) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

(24) Inland Revenue Department “Conditional waiver of surcharges for instalment settlement of demand notes for the Year of Assessment 2020/21” (<https://www.ird.gov.hk/eng/tax/cws4.htm>) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

(25) Inland Revenue Department “All Agreements (on country / region basis)” (https://www.ird.gov.hk/eng/tax/dta_country.htm) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)

表 8 の国または地域以外に 15 の国または地域と航空会社、海運会社または双方の国境を越えた所得に限定した租税協定を締結している。

(26) 相互協議を伴わない独立企業間価格の算定方法等について確認するもの。

(27) Inland Revenue Department Annual Report 2019-20 「Assessing Functions」 (12 頁)

(28) Legislative Council of the Hong Kong Special Administrative Region 議会資料「Panel on Financial Affairs (Papers) CB(1)175/19-20(05)」及び「Finance Committee (Papers) FCR(2020-21)8」

(29) Gov HK “Submission of Profits Tax Return” (https://www.gov.hk/en/residents/taxes/etax/services/submission_pfr.htm) (令和 4 年 1 月 28

日最終閲覧)

(30) 香港政府 “Press release 2021 年 10 月 9 日” (<https://www.info.gov.hk/gia/general/202110/09/P2021100900320.htm>) (令和 4 年 1 月 28 日最終閲覧)